

(別紙)【資金仕様書】

## 農業災害対策資金

### 1 資金名称

農業災害対策資金

### 2 資金の目的

自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。

### 3 対象者(以下のすべての条件を満たす者)

- (1) 自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む)
- (2) 市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者

### 4 資金使途

- (1) 経営安定のための経費
- (2) 農業施設等の復旧にかかる経費

### 5 貸付金利

無利子(県・市町村・融資機関が負担)

### 6 保証

山梨県農業信用基金協会の保証を付すこと。ただし、保証料は融資機関が負担すること。

### 7 融資枠

1億円(全県)

### 8 融資率

100%

### 9 貸付限度額

個人: 500万円以内

法人: 500万円以内

### 10 償還期限

5年以内(うち据置1年以内) 復旧資金の場合は10年以内(うち据置3年以内)

### 11 担保

原則として担保の設定は行わない。

### 12 貸付方法

証書貸付とする。

### 13 償還方法

元金均等年1回償還とする。